JAバンク群馬

商品概要説明書

多目的ローン

(2026 年 4 月 1 日現在)

商品名	多目的ローン
ご利用いただける方	○当ＪＡの組合員の方。 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上であり、最終償還時の年齢が満 71 歳未満の方。 ○原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方。 ○原則として、勤続（または営業）年数が６か月以上の方。 ○生活の本拠が定まっている方。 ○当ＪＡが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当ＪＡが定める条件を満たしている方。
資金使途	○生活に必要とする一切のご資金とし、資金使途の確認可能なものとします。ただし、個人間売買による購入は除く。また、以下の資金は対象外とします。 ①　JA で納付される相続税・贈与税を除く税金支払資金 ②　負債整理資金 ③　所定の期日経過後の経済未収金の肩代り資金 ④　営農資金および事業資金
借入金額	○10 万円以上 500 万円以内、１万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○６か月以上 10 年以内とします。
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、３月１日および９月１日の基準金利（短期プライムレート）により、年２回見直しを行い、４月１日および 10 月１日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、４月１日および 10 月１日の基準金利（短期プライムレート）により、年２回見直しを行い、６月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 お借入時の利率は、３月１日および９月１日の基準金利（長期プライムレート）により、年２回見直しを行い、４月１日および 10 月１日から適用利率を変更いたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当ＪＡの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年２回返済方式（専業農業者の方に限ります。）、特定月増額

<table>
<tr><td></td><td>返済方式（毎月返済方式に加え年２回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、１万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。</td></tr>
<tr><td>担保</td><td>○不要です。</td></tr>
<tr><td>保証人</td><td>○当ＪＡが指定する保証機関（群馬県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</td></tr>
<tr><td>保証料</td><td>○ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。
【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料（1.80%）（例）】
<table>
<tr><td>お借入期間</td><td>１年</td><td>２年</td><td>３年</td><td>４年</td><td>５年</td></tr>
<tr><td>保証料（円）</td><td>11,767</td><td>20,892</td><td>30,102</td><td>39,395</td><td>48,768</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>団体信用生命共済（保険）</td><td>○ご希望によりＪＡ所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただけます。
ご利用にあたっては借入利率に所定の利率が加算されます。
詳しくは、ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>９大疾病補償保険</td><td>○ご希望により、団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「９大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に所定の利率が加算されます。
詳しくは、ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>手数料</td><td>○ご融資の際、手数料（消費税等含む。）が必要となる場合がございます。
○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、事務手数料（消費税等含む。）が必要となる場合がございます。
○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は条件変更手数料（消費税等含む。）が必要となる場合がございます。
○固定金利期間終了後、再度、固定金利を選択される場合は取扱手数料（消費税等含む。）が必要となる場合がございます。</td></tr>
<tr><td>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</td><td>○苦情処理措置
本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、ＪＡ本支店（所）にお申し出ください。ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。
○紛争解決措置
外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。ＪＡ本支店（所）またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。
群馬弁護士会
（紛争解決センター）　電話：０２７－２３４－９３２１
東京弁護士会</td></tr>
</table>

	（紛争解決センター）　電話：０３－３５８１－００３１ 第一東京弁護士会 （仲裁センター）　電話：０３－３５９５－８５８８ 第二東京弁護士会 （仲裁センター）　電話：０３－３５８１－２２４９ 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）」では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
その他	○お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。 なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、電子契約サービス手数料（消費税等含む。）が必要となる場合がございます。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。 ○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

ＪＡバンク群馬

（注）１　借入利率は、「変動金利型」、「固定金利型」の計２種類から選択します。